

トピックス

マイナンバー対応

予てより「平成28年8月頃までには対応を検討しましょう」とお伝えしておりました。
早いもので、もう8月ですね！

実際にマイナンバーの収集・利用は始まっています。

●おさらいですが、マイナンバーとは個人番号のことであり、この個人番号の取扱いは「番号法」および「ガイドライン」に定められました。罰則規定があることが話題となりました。

そろそろ現実的な対応を決めていかれる事をお勧めします。きりん人事労務管理事務所ではシンプルで実効性のある方法をご提案してまいりますので、ご相談下さい。

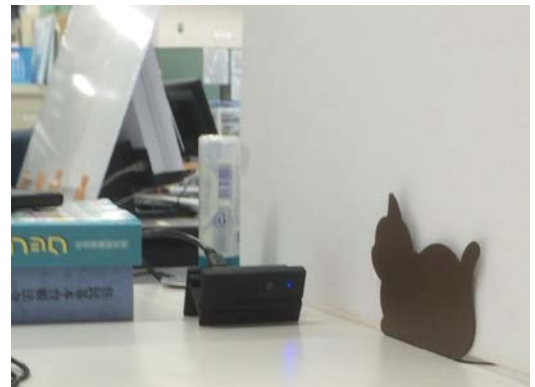
現在皆さまのお手元には「通知カード」が届いていると思います。この通知カードには「個人番号カード」の申請書が同封されていました。申請された方はいらっしゃいますでしょうか？

本年1月号きりん通信では、「個人番号カード申請の為にダイエットします」と宣言致しましたが、半年経過した成果は皆さんがご存知の通りです(^_^;)・・・ですが、ダイエットの効果を待たず申請しました。先日最寄の川口市役所支所で、個人番号カードを交付して頂きました。

写真は真実に近い、最近の写真をご使用下さい！！

個人番号カード交付の際に、申請書に同封した写真、すなわち交付される個人番号カードに掲載された自分の写真と、窓口に来た私の顔を照合します。右の写真でわずかに青い光を放つ黒い機械で顔の測定し、本人確認をするのですが、何度やっても「一致しません」となっていました。

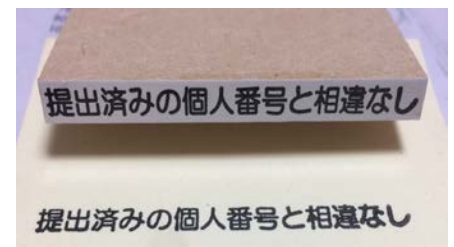
実は、自分で撮影した写真をパソコンで「ノイズ除去」という修正を加えておりました^^; 最初は2012年に撮影した奇跡の写真を使用しようと試みたのですが、写真屋さんの忠告を受け(^_^;)、ちゃんと最近撮影した写真を使用しました。お役所の方も焦りながらも何度も試し、なんとか本人と認定され交付を受けることが出来ました(^_^) 54歳まで使用する証明書なので悪あがきです^^;



先日マイナンバーを埼玉労働局から収集されました。

●私事ですが、7月に行政協力として、労働保険年度更新受付業務を行政窓口内でお請けしました。2日間ですが給料が支払われますので、マイナンバーの提出および本人確認をされました。

現在、厚生労働省の申請書類は、マイナンバー記載欄があってもblankのまま処理が進みます。あまり強く提出を求められていないという実感があります。国税庁からの提出の求めの方が強く推進されているようなので、社労士よりも税理士の先生からマイナンバーを求められる事が多いかもしれません。情報も大分落ち着きましたので、まだ現実的な対策のない場合はご相談下さい。尚、扶養控除申告書は会社で保管する書類です。マイナンバーの記載欄がありますが、ここには「提出済みの個人番号と相違がないこと」を記載することでいいことになっています。こんなゴム印を作成してみました。





政府は、本年6月に、いわゆる「骨太の方針 2016」、「日本再興戦略 2016」、「ニッポン一億総活躍プラン」等を閣議決定しました。経済財政運営やその改革が内容の核といえますが、働き方の改革のことなども、横断的な課題として取り上げています。働き方について、どのような改革を図ろうとしているのか、以下で簡単に紹介します。新しい政策に伴い、新たな助成金も出てきますので、順次ご提案していきたいと思えます。

一億総活躍社会の実現に向けた働き方改革の方向：「ニッポン一億総活躍プラン」より

「多様な働き方が可能となるよう、社会の発想や制度を大きく転換しなければならない」とし、次のような改革の方向性を示しています。

●同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善

- ・再チャレンジ可能な社会をつくるためにも、正規か、非正規かといった雇用の形態にかかわらず均等・均衡待遇を確保する。そして、同一労働同一賃金の実現に踏み込む。
- ・その実現に向けて、我が国の雇用慣行には十分に留意しつつ、躊躇なく法改正の準備を進める。
- ・正規労働者と非正規雇用労働者の賃金差について、欧州諸国に遜色のない水準を目指す。
※現状➡パートタイム労働者の賃金水準は、欧州諸国においては正規労働者に比べ2割低い状況であるが、日本では4割低くなっている。
- ・最低賃金については、年率3%程度を目途として引き上げていき、全国加重平均が1,000円となることを目指す。最低賃金の引上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。



●長時間労働の是正

- ・長時間労働の是正は、労働の質を高めることにより、多様なライフスタイルを可能にし、ひいては生産性の向上につながる。今こそ、その是正に向け、法規制の執行を強化する。
- ・労働基準法については、労使で合意すれば上限なく時間外労働が認められる“36（サブロク）協定”における時間外労働規制の在り方について、再検討を開始し、時間外労働時間について、欧州諸国に遜色のない水準を目指す。
※現状➡週49時間以上働いている労働者の割合は、欧州諸国では1割であるが、日本では2割となっている。
- ・あわせて、テレワークを推進するとともに、若者の長時間労働の是正を目指し、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法等の見直しを進める。



●高齢者の就労促進

- ・生涯現役社会を実現するため、雇用継続の延長や定年引上げに向けた環境を整えるとともに、働きたいと願う高齢者の希望を叶えるための就職支援を充実する必要がある。
※現状➡高齢者の7割近くが、65歳を超えても働きたいと願っているのに対して、実際に働いている人は2割にとどまっている。
- ・企業の自発的な動きが広がるよう、65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業等に対する支援を実施し、企業への働きかけを行う。



お仕事 カレンダー 8月

8/10	<ul style="list-style-type: none"> ●一括有期事業開始届の提出(建設業) 主な対象事業:概算保険料160万円未満かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事 ●7月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
8/31	<ul style="list-style-type: none"> ●7月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ●個人事業税の納付<第1期> ●6月決算法人の確定申告・12月決算法人の中間申告 ●9月・12月・翌年3月決算法人の消費税の中間申告 ●個人事業者の当年分消費税の中間申告 ●個人の道府県民税・市町村民税の納付<第2期>

◆偉人の名言◆～何かをさせようと思ったらいちばん忙しいヤツにやらせろ。それが事を的確にすませる方法だ～

確かに(^_^;)・・・忙しいですが、なんでもお任せ下さい(^_^)v とは言え、やはり全て自分でやるには限界が近いです。社員教育はこれからの生き残りに重要な要素だと思っています。

今月はナポレオンの名言でした。